

一審不当判決に抗議する声明

2020年12月1日

放送法遵守義務確認請求訴訟原告団

同 弁護士

NHK問題を考える奈良の会

2020年11月12日、奈良地方裁判所（島岡大雄裁判長）は、NHKがニュース報道番組において、放送法4条ないし国内番組基準を遵守して放送する義務を確認する訴えにつき原告らの請求を却下し、放送法4条ないし国内番組基準を遵守しない放送をしたことに対する損害賠償を求める訴えにつき原告らの請求を棄却した。

本件訴訟は、ニュース報道番組において、政権に忖度し、あたかも「政府の広報機関」と化した放送を繰り返すNHKに対して、視聴者である原告らが、公共放送としてのあり方を問う訴訟である。

一審判決は、本件確認の訴えについて、「放送の内容が放送法4条に抵触するものであるか否かを裁判所が判断することはできないとはいえないし、司法審査に適しないということもできない」として、「法律上の争訟」に当たり、司法権行使の対象となることを認めた。

ところが、一審判決は、豊かで良い、事実を曲げない、有益適切な番組を視聴する権利ないし法的な利益を一般的に認めることは、「NHKの放送番組編集の自由を著しく制約する」ものであり、その行使を事実上不可能ならしめることに等しいことからすると、「放送法4条1項各号に定める放送内容に関する義務は、放送に対して一般的抽象的に負担する義務であって、個々の受信契約者がNHKに対して同条を遵守して放送することを求める法律上の権利ないし利益を付与したものと解することはできない」と判示して、確認の利益を欠くものとして却下し、損害賠償請求も棄却した。

一審判決では、共謀罪や桜を見る会問題等、13項目に及ぶNHKのニ

ニュース報道番組が、放送法4条ないし国内番組基準を遵守した放送であったといえるのかについては、「疑問の余地が全くないわけではない」などと指摘するだけで、具体的な判断をせずに、回避した。この判決の論理では、視聴者たる原告らは、いかなる訴訟形式でも、NHKの放送内容につき司法による救済を求めることができないことになる。

一審判決は、個々の受信契約者にNHKに対して放送法4条を遵守して放送することを求める法律上の権利を認めることは、NHKの放送番組編集の自由を著しく制約すると判示しているが、的外れである。なぜならば、NHKの行った選挙報道のいくつかが放送法4条1項各号に違反するものであると裁判所が判断した場合であっても、放送法遵守義務があることの確認判決は、NHKに対して、違反内容を訂正するために一定の放送時間を設けるなどの何らかの作為を命ずるものではないからである。過去に放送された番組が放送法4条1項各号に違反する状態にあることが裁判所によって判断されたただけであって、NHKは、違法状態を解消するための様々な手段を、「自律」的に選択できるのであり、何ら報道の自由を侵害することにならないのである。

訴訟提起から4年を経過した現在の放送内容を見ても、ニュース報道番組において、NHKが自ら放送法4条及び国内番組基準を遵守した放送をすることを期待することは全くできない。

視聴者たる国民の手で、NHKに公共放送としての役割を果たさせるためには、「放送法4条ないし国内番組基準を遵守する義務を確認する」本件訴訟による外はない。

我々は、司法の役割を放棄するような不当判決に断固抗議し、大阪高等裁判所において、一審判決を破棄の上、「政府のためのNHK」から「国民のためのNHK」の実現に資する勝利判決をめざして、全力を尽くす決意である。

以上